

第Ⅲ部 ドイツにおける労働安全衛生を所管する行政機関及びドイツ法定災害保険の組織体制と活動状況について

1 総括的事項

ドイツでは、1884年の公的労災保険（「ライヒ保険法」による。）の制定以来、被雇用者の安全と健康に関する使用者（ないしは雇用者。以下この節では「使用者」という。）の責任は、原則的に確立されていたとされており、労働災害防止に関する法的根拠を有する監督行政や指導については、「営業法」に基づく各州の営業監督行政、ライヒ保険法（後述する1996年の公的労災保険の社会法典への編入を含む。以下同じ。）に基づく技術監督員による査察指導等が二元的に行われてきている。

また、後者に基づき、Berufsgenossenschaften（同業者労災保険組合；略称BG）が制定する労働災害防止規程によるより具体的な安全衛生措置等が実施されているとともに、1974年12月から施行された「産業医、安全技師及びその他労働安全専門員に関する法律」によって、使用者による産業医及び労働安全専門員の任用、これらの者の任務、資格要件、専門知識を行使する際の独立性等が規定された。次に、1989年6月12日に出されたECの労働安全衛生に関する枠組指令（89/391/EEC）をドイツ法に転換するために制定された「1996年8月7日の労働保護に関するECの一般的ガイドライン及びその他の労働保護に関するガイドラインの実施に関する法律」中の第1款の「労働時の就業者の安全及び保健を改善するための労働保護措置の実施に関する法律（労働保護法）。以下「労働保護法」という。」の制定、施行によって、労働者の安全や健康を確保するための法体系が一層整備された。加えて、「1996年8月7日の公的労災保険を社会法典に編入するための法律（労災保険・編入法）」により、従来の「ライヒ保険法」による技術監督員による査察指導、労働災害防止規程の意義及び制定等が、社会法典第7巻 公的労災保険にほぼそのまま引き継がれている。

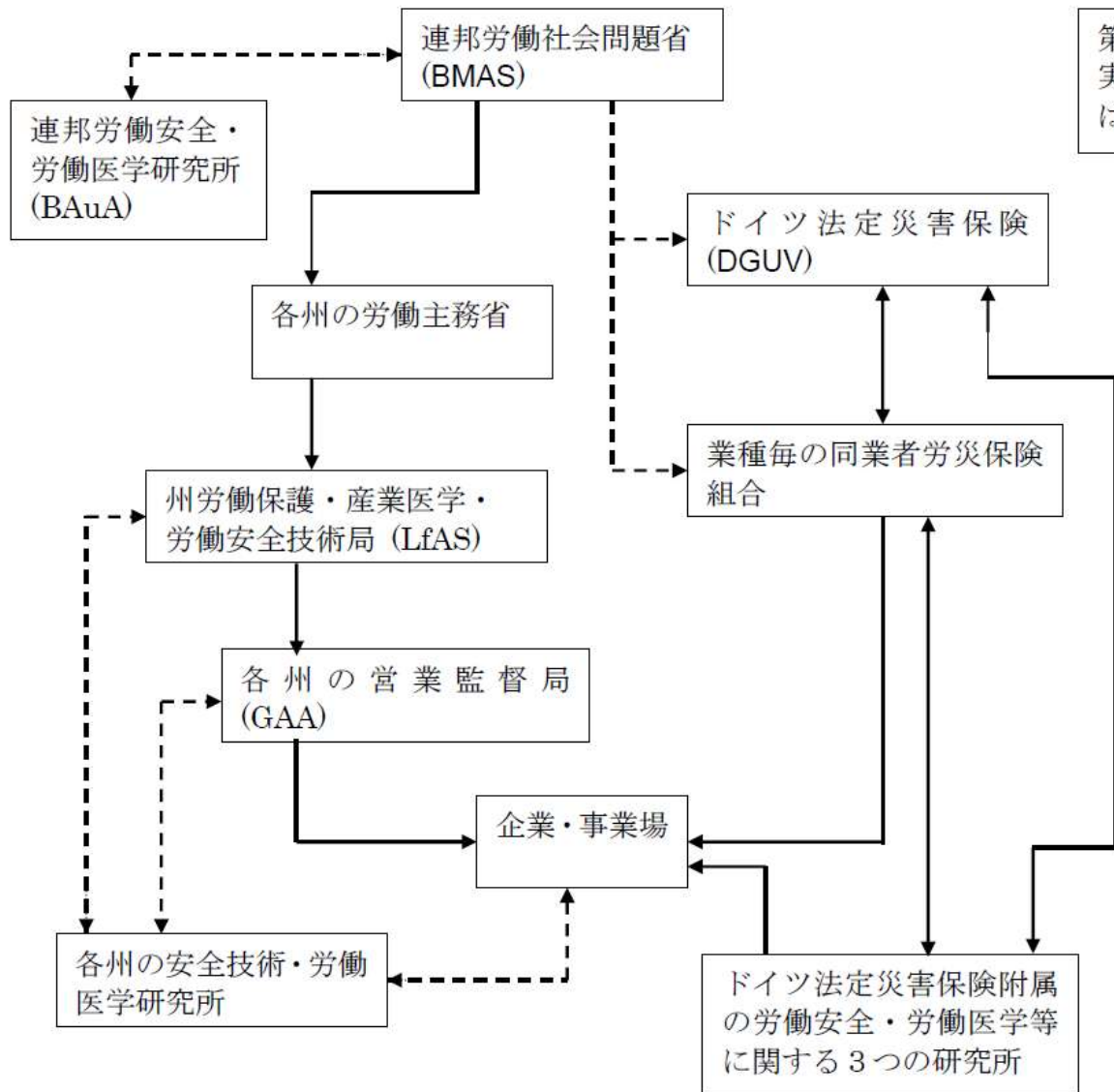
さらに、2008年にはBGを近代化するための法律が制定、施行されて、時代の経過に伴うドイツの産業構造の変化（製造業等の第2次産業からサービス業等の第3次産業への変化等）を踏まえて、それ以前には産業部門だけで35に達していた同業者労災保険組合（BG）を9に集約化する等の制度改正が行われ、また、2013年には労働保護法の一部が改正、施行された（後者については、後述する。）。また、ドイツでは、国家は法律で大枠を定めるが、その実際の実行は、各州、同業者労災保険組合等に委ねられるのが特徴である。

2 所管行政機関の体制と活動状況

(1) 労働安全衛生を所管する連邦政府、各州、ドイツ法定災害保険、同業者労災保険組合（BG）等による労働安全衛生を推進する体制の二元性

ドイツにおける労働安全衛生に関する保護対策は、前述したように2重構造になっている。即ち、一つは、ドイツ連邦政府（連邦労働社会問題省：Bundesministerium für Arbeit und Soziales、略称：BMAS）の安全衛生に関する法律や規則（EUの指令によるものを含む。）、これを管理監督する各州の労働主務省、労働保護・産業医学・労働安全技術局、安全技術・労働医学研究所、営業監督局と、他方は、ドイ

ツ法定災害保険及びその傘下の同業者組合が制定する労働災害防止規程、これの履行を促す労働監督員による査察指導等である。上記の二元的関係を第 2 図に示した。



第2図 労働安全衛生を推進する体制の2元性
 実線の矢印は直接の指揮命令系統があること、点線の矢印は連携・協力関係にあることを、それぞれ示している。

(2) ドイツ連邦政府労働社会問題省（BMAS）の労働安全衛生を所管する部局について

2019年6月時点での同省のウェブサイトに掲載されている英語版の組織図によれば、労働安全衛生を所管する部局は、次の表のとおりである。

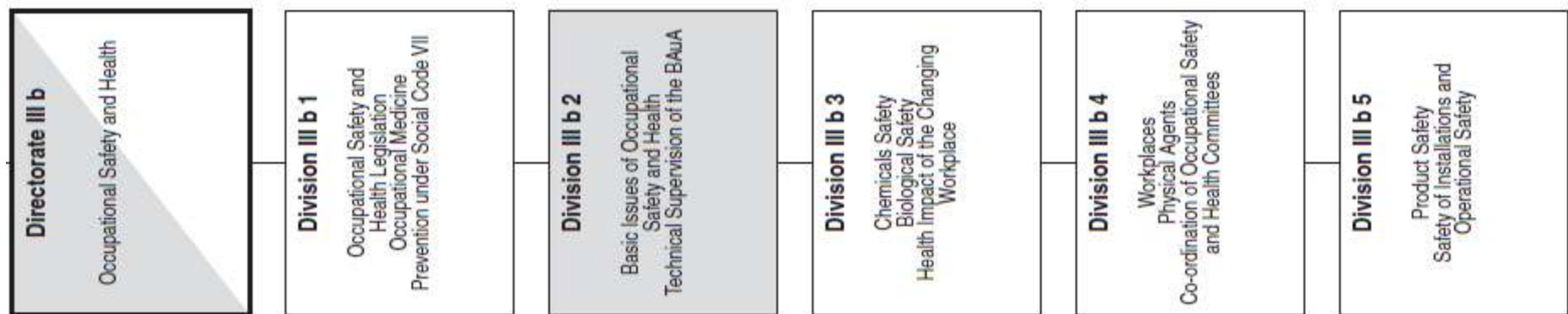
名称	左欄の下部組織の名称	左欄の下部組織の名称	所管事項
Directorate-General III (第三総局)			Labour Law (労働法)、 Occupational Safety and Health (労働安全衛生)
	Directorate III b (第Ⅲ局 b)		Occupational Safety and Health (労働安全衛生)
		Division III b 1	Health and Safety Legislation, (健康及び安全法制) Occupational Medicine (労働医学) Prevention under Social Code VII (社会法典第Ⅶ巻に基づく予防活動)
		Division III b 2	Basic Issues of Occupational Safety and Health (労働安全衛生に関する基本問題) Technical Supervision of the BAuA(連邦労働安全衛生研究所の技術的監督)
		Division III b 3	Chemicals Safety (化学安全) Biological Safety (生物因子安全) Health Impact of the Changing Workplace (変化する作業場の健康影響)
		Division III b 4	Physical Agents (物理的因子) Co-ordination of Occupational Safety and Health Committees (労働安全衛生委員会の調整)

			Workplaces (作業場) Physical Agents (物理的因子) Co-ordination of Occupational Safety and Health Committees (労働安全衛生委員会の調整)
		Division III b 5	Product Safety (製品の安全) Safety of Installations and Operational Safety(設備及び操作の安全)

作成者注：上記の表のほか、「Directorate III a」(第Ⅲ局 a) があって、労働安全衛生以外の雇用、労働時間、最低賃金、国際労働法等に関する労働法の分野を所管している。

[資料出所]：2019年6月現在のドイツ連邦政府労働社会問題省ホームページ中の英語版の同省の組織図、
http://www.bmas.de/SharedDocs/Downloads/EN/organigramm-bmas-en.pdf?__blob=publicationFile&v=4

(次の図のとおり。)



(3) ドイツ法定災害保険、同業者労災保険組合（BG）等による労働災害防止活動（2011年から2016年まで）

ドイツ法定災害保険及びその傘下の同業者労災保険組合は、労働時の就業者の安全及び保健を改善するための労働保護措置の実施に関する法律（労働保護法；略称：ArbSchG）その他の関係法令に基づき、後述するように、例えば「その予防的任務の枠内において安全及び保健の確保に関する任務も履行する場合は、専ら自律的な権限の枠内で活動するものとする。」（労働保護法第21条【管轄行政庁、法律上の災害保険担当機関との協力】別記参照）とされていることに見られるとおり、労働災害の予防に関する活動を自律的に行っている。これらの活動の一環として、第11表に予防活動に要した費用を、第12表に予防部門の活動に従事している労働監督官その他の要員の数を、第13表に産業部門ごとの予防活動件数を、それぞれ示した。（資料出所：いずれも、「ドイツ法定災害保険統計：水準と長期的傾向2016（Deutsche Gesetzliche Unfallversicherung（略称DGUV）STATISTICS 2013；Figures and Long term trend）」中の表から、2011年から2016年までの統計数字を抜粋した。）

第11表 予防に要した費用（単位：1,000ユーロ）

年	合計	内訳			
		災害の予防のための規制、出版など	予防のための人件費及び用具	労働安全衛生のためのサービス及び救急措置	訓練
2011	948,225	2,703	557,192	98,386	123,211
2012	1,013,342	2,264	587,129	102,892	121,803
2013	1,037,824	1,921	604,426	111,610	128,326
2014	1,083,191	1,817	624,137	119,076	133,496
2015	1,122,624	1,975	632,102	131,527	138,232
2016	1,168,921	1,810	652,527	145,589	140,605

脚注；原典表39から抜粋した。

第 12 表 2016 年の予防部門の要員の数

区分	労働監督員	その分野におけるその他の 予防専門家	産業医、科学的 専門家	管理部門従事 者	合計
産業部門の法定災害保険の 合計	1,894	466	675	1,415	4,450
101 原材料及び化学工業 BG	160	43	84	219	506
102 木製品及び金属産業 BG	459	206	69	372	1,106
103 エネルギー、繊維製品、 電機及びメディア製品 BG	208	76	109	84	477
104 建設産業 BG	423	21	143	169	756
105 食糧品及び仕出し業 BG	118	20	74	115	327
106 商業及び流通産業 BG	156	35	35	92	318
107 運輸産業 BG	123	6	48	79	256
108 管理運営プロフェッシ ョナル BG	161	8	45	190	404
109 健康及び福祉サービ ス業 BG	86	51	68	95	300
公務員部門	395	16	40	157	608
合計	2,289	482	715	1,572	5,058

脚注；原典表 40 から抜粋した。

第13表 2016年における予防部門の特定の活動

	監督された企業 又は教育機関の 数	企業又は教育 機関における 監督件数	指摘された安全 上の欠陥の数	調査された災 害の数
産業部門の法定災害保 険の合計	216,192	471,876	951,668	30,647
101 原材料及び化学 工業 BG	9,116	11,596	16,132	4,181
102 木製品及び金属 産業 BG	58,579	92,980	100,568	5,940
103 エネルギー、繊維 製品、電機及びメ ディア製品 BG	23,014	38,823	20,703	3,934
104 建設産業 BG	51,626	212,288	591,486	3,029
105 食糧品及び仕出 し業 BG	20,478	23,285	74,579	4,734
106 商業及び流通産 業 BG	30,866	57,787	113,257	6,356
107 運輸産業 BG	12,419	12,755	14,072	624
108 管理運営プロフ ェッショナル BG	5,520	15,046	11,492	1,169
109 健康及び福祉サ ービス業 BG	4,574	7,316	9,379	680
公務員部門	4,195	9,569	25,525	2,071
合計	220,387	481,445	977,193	32,718

脚注；原典表 41 から抜粋した。

(4) ドイツ法定災害保険（その傘下の同業者労災保険組合（略称：BG）を含む。）による 2017 年における選択された予防活動の実績について

（訳者注：この第 7 表は、当国際センターが 2018 年 8 月 30 日に次のとおり公表した資料から抜粋して紹介しているものです。

- [ドイツ法定災害保険は 2017 年における労働災害及び職業性疾病の統計の速報値を発表しました。](#) (PDF 1,349KB))

なお、この第 7 表は、ドイツ法定災害保険（Deutsche Gesetzliche Unfallversicherung：略称 DGUV）の次のウェブサイトから取得したのですが、現在ではこの資料は削除されています。

【原典の所在】：<https://www.dguv.de/en/facts-figures/work-related/index.jsp>（訳者注：英語版）

第 7 表

Selected activities of the prevention service in 2017 (2017 年における選択された予防活動)	Inspected companies ^{1/} / educational institutions ² (監督された企業数 (注 1) 及び 教育機関数 (注 2))	Inspections in companies ^{1/} / educational institutions ² (監督された企業内及び教 育機関内の現場数)	Complaints (指摘事項数)	Investigated accidents (調査された災害数)
Accident insurance in industrial sector (産業部門の災害保険 (の合計))	215,835	456,002	990,380	29,355
of which in BG group (そのうちの同業者労災保険組合別 (BG) の実績)				
BG for the raw materials and chemical industry (原材料及び化学工業同業者組合)	9,153	11,568	17,624	3,473
BG for the woodworking and metalworking industries	57,388	90,067	99,404	5,864

(木材木製品及び金属産業同業者組合)				
BG for the energy, textile, electrical and media products sectors (エネルギー、繊維及びメディア産業同業者組合)	21,871	36,895	19,675	3,708
BG for the building trade (建設物業同業者組合)	51,534	197,910	585,264	2,974
BG for the foodstuffs and catering industry (食料品及び仕出し業同業者組合)	22,723	25,986	84,463	5,623
BG for the trade and logistics industry (通商及び流通業同業者組合)	29,332	56,422	124,874	5,041
BG for the Transport industry, postal logistics and telecommunications (運輸業同業者組合)	13,078	13,388	13,132	675
BG for the administrative sector (管理運営同業者組合)	5,993	15,770	14,928	1,317
BG for the health and welfare services (医療及び福祉サービス同業者組合)	4,763	7,996	31,016	680
Accident insurance in public sector (公務部門の災害保険全体。注2 郵便及び通信業についてのドイツ社会災害保障機関のものを除く。)	4,640	8,447	26,868	3,611

Total (産業部門及び公務部門の合計)	220,475	464,449	1,017,248	32,966
------------------------------	----------------	---------	------------------	---------------

¹ Including assistance companies (注1：支援する企業を含む。)

² The inspected companies and inspections in the public sector include the educational institutions of the pupil accident insurance (注2：公務部門の監督された企業数及び現場数には、学生・生徒災害保険の教育機関のものを含む。)